

第三章第三節第三十条の次に次の見出し及び二条を加える。

(費用の負担又は補助)

第三十条の二 機構が第十九条の二第一項の規定により特定河川工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該都道府県知事等の統括する都道府県又は指定都市に対し交付すべき負担金又は補助金は、機構に交付するものとする。

3 前項の場合には、政令で定めるところにより、機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定の適用については同法第二条第三項に規定する補助事業者等と、公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法の規定の適用については地方公共団体とみなす。

4 第一項の都道府県知事等の統括する都道府県又は指定都市は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の三 機構が第十九条の四第一項の規定により特定河川工事を廃止したときは、当該特定河川工事に要した費用の負担については、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。第三十一条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。第三十七条第二項第四号中「事項」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 特定河川工事に係る業務に關する事項については、国土交通大臣

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に關する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第二号イ中「第十六条の三第一項」の下に「第十六条の四第一項」を加え、「第五十八条の十から第五十八条の十三まで」を「第五十八條の十一から第五十八條の十三まで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三十二条第四項」を「第十六条の四第一項、第三十二条第四項」に改め、同号イの次に次のように加える。

口 第十六条の四第一項の規定により、指定区間内の一級河川に關して都道府県が処理することとされている事務

総務大臣 山本 早苗
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十二号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二款 土地改良法等の特例等(第八十一条第十七条)を 第一節
第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置(第十八条二十六条)」を 第二節

款 土地改良法等の特例等(第八十一条第十七条)

の二 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置

款 特定復興再生拠点区域復興再生計画(第十七条の二第十七条の六)に、「第二款 生活拠点形

土地改良法等の特例等(第十七条の七第十七条の十七)

の三 企業立地促進計画及びこれに基づく措置(第十八条二十六条)

成事業計画及びこれに基づく措置(第四十五条第四十八条)を 「第二款 生活拠点形成事業計画及

びこれに基づく措置(第四十五条第四十八條)を 「第四節 公益社団法人福島相双復興

推進機構への国の職員の派遣等(第四十八條の二第四十八條の十三)に、「第八十六条」を「第八十

四十八條の十四第四十八條の十八)

九条」に、「第八十七条―第九十四条」を「第九十条―第九十九条」に、「第九十五条」を「第一百条」に、

「第九十六条―第一百条」を「第一百一条―第一百五一条」に改める。

第五条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「同条第五項」を「同条

第六項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一

ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の同条第六項の認定に關す

る基本的な事項

第七条第三項中「関係行政機関の長」の下に「(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、

当該行政機関。以下同じ)」を加える。

第八条第一項中「第六項において」を「以下」に改める。

第九条第一項中「規定する漁港漁場整備事業」の下に「(以下この項及び第十七条の八第一項におい

て「漁港漁場整備事業」という)」を加え、「この条において」を削り、「第二条に規定する漁港」の下

に「(第十七条の八第一項において「漁港」という)」を加え、「同項第一号」を「同法第四条第一項第

一号」に改める。

第十条第一項中「規定する砂防工事」の下に「(以下この項及び第十七条の九第一項において「砂防

工事」という)」を加える。

第十一条第一項中「規定する港湾工事」の下に「(以下この項及び第十七条の十第一項において「港

湾工事」という)」を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、「限る」の下に「。第十七

条の十第一項において単に「港湾施設」という)」を加える。

第十二条第一項中「都道府県道をいう」の下に「。第十七条の十一第一項において同じ)」を加え、「同

条第四号」を「同法第三条第四号」に改め、「市町村道をいう」の下に「。同項において同じ)」を、「第

五項」の下に「及び第十七条の十一第一項」を加える。

第十三条第一項中「この条」及び「この項」の下に「及び第十七条の十二第一項」を加える。